

○射水市観光交流センター条例

令和2年6月24日

条例第18号

(設置)

第1条 射水ベイエリアの新たな観光交流拠点として本市の魅力発信及び市民と観光客との交流の場を創出し、観光振興及び地域活性化を図るため、射水市観光交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
観光交流センター	射水市本町二丁目10番30号

(職員)

第3条 センターに所長、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、休館日以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上又は管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に別表1に定める使用料を納めなければならない。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納めることができる。

2 駐車場を使用する者は、別表2に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、センターの使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終了したとき(第8条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。)は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、建物、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の許可等に関する業務
- (3) センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4条及び第5条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあり、及び「市」とあるのは「指定管理者」と、「第6条第1項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第1項」と、「第6条第2項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第2項」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第19条 第16条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合において、使用者及び駐車場を使用する者は、第9条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、第9条に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

- 3 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、時間超過に係る利用料金又は市長が特にやむを得ないと認めたときは、使用後に納めることができる。
- 4 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、その全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 センターの使用に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和7年3月19日条例第20号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第9条関係)

区分			使用料
1階	シェアキッチン	1区画	4,000円/1回
	コミュニケーションスペース	全面	400円/1時間
	屋外パーゴラ	1区画	300円/1時間
	緑地ブロック	1区画	300円/1時間
2階	コンベンションホール	全面	5,700円/1時間
		1/2面	2,800円/1時間
		1/3面	1,900円/1時間
屋上	東屋		300円/1時間

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合(シェアキッチンを除く。)の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

別表2(第9条関係)

区分		使用料
駐車場	入場した時から4時間まで	無料
	入場した時から4時間を超え9時間まで1時間までごとに	100円/1台
	入場した時から9時間を超え24時間まで24時間までごとに	500円/1台

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。